

岡崎市工事施工体制点検要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市が発注した請負工事の施工体制について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(適用対象工事)

第2条 この要領は、岡崎市が発注した請負工事に適用する。ただし、維持修繕等の軽微な工事については除くものとする。

2 適用対象工事の施工体制の点検については、「施工プロセスチェックリスト」(様式第103号)を用いて行うものとする。

(重点点検対象工事)

第3条 適用対象工事のうち、次の各号に該当する工事については重点点検対象工事とし、元請負者の実質関与及び施工体制等について「施工体制点検チェックリスト」(様式第104号)を用いて、重点点検を行なうものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 一次下請負契約のうち1社が単独で元請負契約額の過半を占めている工事
- (3) 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が下請に存在している工事
- (4) 技術者の資格や専任制等の施工体制に疑義があると認められる工事
- (5) 岡崎市工事成績評定要領第9条第1項(2)に該当する工事(65点未満)
- (6) その他、建設企画課長が必要と認める工事

(施工体制の点検者)

第4条 施工体制の点検については、当該工事を担当する専任監督職員及び主任監督職員(以下「監督職員」という。)が行う。また、特に建設企画課長が必要と認める場合は、建設企画課の職員が別に点検を行うことができる。

(受注者への是正措置)

第5条 施工体制の点検等により不備又は疑義を確認した場合、受注者に対する是正措置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 不備等が軽微な場合においては、口頭により是正を求めその内容を記録するものとする。
- (2) 施工体制等に問題がある場合においては、指示書により受注者に是正を求めるものとし、その内容が重大もしくは悪質な場合においては、工事担当課長による施工体制是正請求書(様式第108号)にて受注者に是正を求めるものとする。

2 監督職員は、受注者から前項による是正請求に対する措置の是正報告書(様式第109号)

を受けた場合、速やかに是正の状況を確認し、工事担当課長に報告するものとする。

(法令等の違反に係る事案の対応)

第6条 工事担当課長は、受注者が第5条第1項第2号の是正措置を行った場合は、契約課及び建設企画課のほか必要に応じて関係機関（環境部、建設業法による監督官庁及び労働基準監督署等）に書面により報告し、対応を協議するものとする。

(工事成績評定への反映)

第7条 監督職員は、施工体制の点検等により受注者に問題点があった場合は、その内容及び是正対応状況に応じ、工事成績評定の「基本事項採点表」（様式第302号）、加減点事項採点表2（様式第304号、第306号）に適切に反映するものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。※組織改正による修正

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

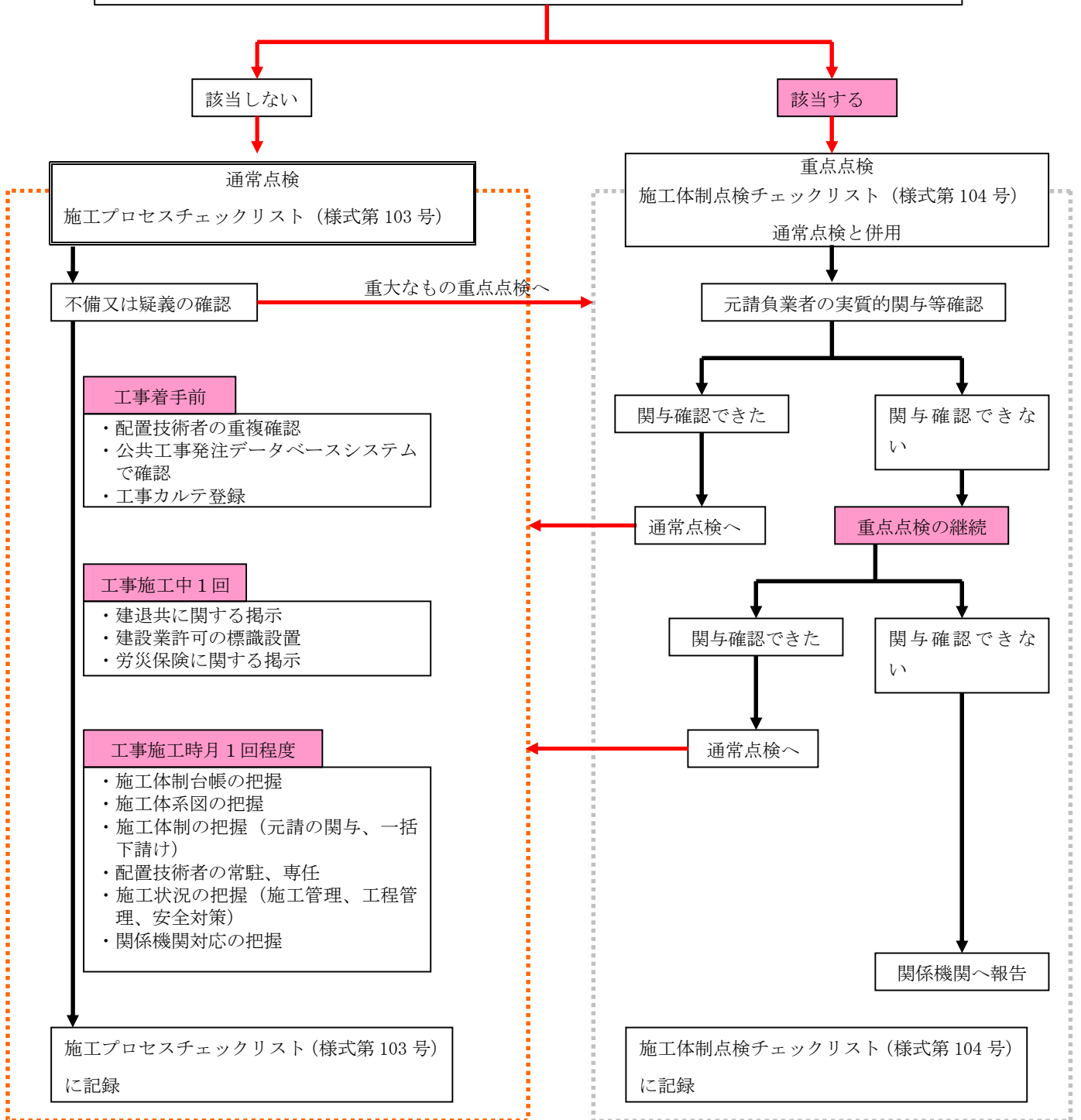
附則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

岡崎市工事施工体制点検実施フロー（案）

◎ 施工体制点検要領第3条

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 一次下請負契約のうち1社が単独で元請負契約額の過半を占めている工事
- (3) 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が下請に存在している工事
- (4) 技術者の資格や専任制等の施工体制に疑義があると認められる工事
- (5) 岡崎市工事成績評定要領第9条第1項(2)に該当する工事(65点未満)
- (6) その他、建設企画課長が必要と認める工事



岡崎市工事施工体制点検実施結果フロー（案）

